別記様式第１号（第５条関係）

認定番号

新潟市環境優良事業者等認定申請書

年　　月　　日

　新潟市長

|  |  |
| --- | --- |
| （申請者） | 住所　〒 |
| 事業者等名称 |
| （代表者） |  |

新潟市環境優良事業者等認定制度に、次のとおり申請します。

１　認定希望部門（希望する区分すべてにレを記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ] ３Ｒ推進部門 | [ ] ゼロカーボン部門 | [ ] 食品ロス削減部門 |
| 　すでに認定済みの部門がある場合　既認定部門名（　　　　　　　　　部門）　既認定番号　（　　　　　　　　　　　） |

２　担当者連絡先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当者 | 所属 |  |
| 氏名 |  |
| 電話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| E-mail |  |

３　確認事項（相違ない場合、レを記入）

|  |
| --- |
| 市税の滞納はありません。 |[ ]
| 民事再生法及び会社更生法に基づく再生又は更生手続き開始の申立てをしていません。 |[ ]

４　暴力団排除に関する誓約

新潟市暴力団排除条例（平成２４ 年新潟市条例第６１号。以下「条例」という。）に基づき行政事務全般からの暴力団排除措置を講じています。申請にあたっては，次の事項を確認のうえ， □にレを記入してください。

[ ] 　自己又は自己の団体及びその役員等は，次のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（条例第２条第２ 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（条例第２条第３ 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等

の責任を有する者をいい，法人以外の団体である場合は代表者，理事その他これらと同

等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの

(4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

(5) 自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は

第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用しているもの

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極

的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与しているもの

(7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

[ ] 　上記誓約事項の確認のため，関係書類にある個人情報をもとにして，新潟県警察本部に照会がなされる場合があることに同意します。

【参考】

新潟市暴力団排除条例

（市の事務又は事業において講ずべき措置）

第６条 市は，公共工事の契約その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えるこ

とがないよう，暴力団，暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関

係を有するものを市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のために

必要な措置を講ずるものとする。

５　申請事業所一覧

（同時に２カ所以上の事業所を申請する場合に記入）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業所名 | 住所 | 連絡先 | 担当 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |
| １３ |  |  |  |  |
| １４ |  |  |  |  |
| １５ |  |  |  |  |
| １６ |  |  |  |  |
| １７ |  |  |  |  |
| １８ |  |  |  |  |
| １９ |  |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |  |

６　３R推進部門の取り組み内容

①現在取り組んでいる内容の申請欄にレを入れてください。

②評価点合計の欄に点数を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １.リデュース（発生抑制） | 評価点 | 申請欄 |
| ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用を削減している。 | １ |[ ]
| 再生材やバイオマスプラスチックを用いたものを使用している。 | １ |[ ]
| マイ箸・マイボトルの使用を推奨し、使い捨て製品を削減している。 | １ |[ ]
| 施設内の消耗品は詰め替え式を購入している。 | １ |[ ]
| ＯＡ用紙等は両面印刷や縮小印刷等を行っている。 | １ |[ ]
| 事務文書は電子掲示板やメール、回覧等により共有している。 | １ |[ ]
| 会議資料のペーパーレス化を行っている。 | １ |[ ]
| 顧客への文書等は紙での送付を控え、電子メール等で送付している。 | １ |[ ]
| 生ごみの水切りを行っている。 | １ |[ ]
| 顧客に対して使い捨て用品の提供をしていない。 | １ |[ ]
| 商品の簡易包装に努めている。 | １ |[ ]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２.リユース（再使用） | 評価点 | 申請欄 |
| 使用済み封筒、ファイル、段ボールを繰り返し使用している。 | １ |[ ]
| ミスコピー紙や不用となった片面コピー紙は、裏紙を利用し、コピー用紙やメモ用紙にするなどしている。 | １ |[ ]
| 不用になった事務用品は他部署と譲り合っている。 | １ |[ ]
| 商品納入時に通い箱・袋を使用している。 | １ |[ ]
| 機器は修理などにより長期使用に努めている。 | １ |[ ]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３．リサイクル（再生利用） | 評価点 | 申請欄 |
| ペットボトル、発泡スチロール、食品トレイ等のプラスチック類をリサイクルにまわしている。 | １ |[ ]
| 古紙類を分別し、リサイクルにまわしている。 | １ |[ ]
| 缶・びんを分別し、リサイクルにまわしている。 | １ |[ ]
| 食品廃棄物をリサイクルにまわしている。 | １ |[ ]
| 紙類に再生紙を利用している。 | １ |[ ]
| 事務用品にグリーンマークやエコマークのある再生品を利用している。 | １ |[ ]
| 施設において資源化可能なものを回収している。 | １ |[ ]
| 具体例： |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４.ごみ減量に向けた取り組み | 評価点 | 申請欄 |
| ＯＡ用紙の使用量を把握し、削減の目安にしている。 | ２ |[ ]
| 分別種類に応じた回収容器を置き、分別を徹底している。 | ２ |[ ]
| ごみや資源物等の保管場所には、分別種類ごとに保管できるよう充分なスペースを確保している。 | ２ |[ ]
| ごみの出し方など廃棄物を管理する部署や責任者を設置している。 | ２ |[ ]
| 組織として目標を立て、継続的にごみ減量・資源化に取り組む体制が整っている。 | ２ |[ ]
| ごみや資源物の発生量や資源化量を把握している。 | ２ |[ ]
| 従業員等に対しごみの出し方に関する情報を定期的に提供している。 | ２ |[ ]
| ＳＤＧｓのゴールを意識し、組織として目標設定や取り組みを行っている。 | ３ |[ ]
| 具体例： |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **評価点合計** | 　　　　　点 |

※認定基準は４０点満点中２０点以上

７　ゼロカーボン部門の取り組み内容

「対象」欄の１つ以上にレを入れ、該当する提出書類を添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 対象 | 取り組み内容・提出書類 |
| １ |[ ]  「RE100」加盟団体である。 |
| 　 | 　 | 　提出書類 |
| 　 | 　 | 　・「RE100」参加承認通知の写し |
| 　 | 　 | 　・事業者等の全体計画 |
| 　 | 　 | 　・短期（１～５年）の目標・取り組み |
| 　 | 　 | 　 |
| ２ |[ ]  「再エネ100宣言RE Action」の参加団体である。 |
| 　 | 　 | 　提出書類 |
| 　 | 　 | 　・「再エネ100宣言RE Action」参加承認通知の写し |
| 　 | 　 | 　・事業者等の全体計画 |
| 　 | 　 | 　・短期（１～５年）の目標・取り組み |
| 　 | 　 | 　 |
| ３ |[ ]  ゼロカーボン実現のため、「脱炭素化推進計画」等を作成している。 |
| 　 | 　 | 　提出書類 |
| 　 | 　 | 　・脱炭素化推進計画等（2050年までの全体計画） |
| 　 | 　 | 　・短期（１～５年）の目標・取り組み |
| 　 | 　 | 　 |

８　食品ロス削減部門の取り組み内容

①現在取り組んでいる内容の申請欄にレを入れてください。

②評価点合計の欄に点数を記入してください。

※例にひとつでもあてはまる場合、申請可能です

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １.基本項目 | 評価点 | 申請欄 |
| **食材保管時の工夫**・冷蔵庫のチェックにより、廃棄をなるべく出さない・冷凍保存の活用・鮮度が落ちないよう真空パックを活用 | １ |[ ]
| **調理段階での取組**・食材の使いきり等、食品ロスの発生抑制の実践（余った食材を利用できる柔軟なメニューをつくる、食材のまるごと使い切り等）・作り置きをせず注文を受けてからの調理 | １ |[ ]
| **食べ残しを出さない工夫**・ハーフサイズや小盛りメニューの設定・コース料理の場合、量が選択できる・料理等の写真を掲載し、量やカロリー、味などが分かるメニュー提供・お客様の好みをあらかじめ把握し、食べ残しをなるべく出さない | １ |[ ]
| **宴会等での工夫**・予約時に年齢層・男女比・嗜好等を確認し、適量の料理を提供・宴会幹事等へ食べきりの呼びかけを行う（20・10・0運動の呼びかけ・実施等）※20・10・0運動とは最初の20分最後の10分間は自席で食事を楽しむこと | １ |[ ]
| **食べ残しの持ち帰りができる工夫**・持ち帰りについての表示（持ち帰り用容器の提供、持ち帰り可能食品の表示） | １ |[ ]
| **包装資材の工夫**・長期保存できる包装資材の使用・賞味期限の年月日表示から年月表示への変更 | １ |[ ]
| **賞味期限の見直し**・既存の賞味期限の見直しやロングライフ商品の開発 | １ |[ ]
| **納品期限の見直し**・加工食品の納品期限（３分の１ルール）の緩和 | １ |[ ]
| **規格外食材・製品の使用や販売**・規格外製品（ふぞろい、納期限過ぎた商品など）の販売・規格外野菜の使用や販売・未利用魚（漁獲量が確保できない、美味しいが知られていない）の使用や販売 | １ |[ ]
| **季節食品の予約販売**・予約販売等による季節食品の需要に見合った販売 | １ |[ ]
| **店頭での手つかず食品（賞味・消費期限切れ食品）の削減につながる工夫**・ＰＯＰ等の広報資材を活用した店頭での手つかず食品を抑制するための啓発の実施・食料品の見切り販売（消費期限、賞味期限の近い商品の値引き等）やポイント付与の実施・ロングライフ商品の積極的な活用・手前取りの推奨・発注支援システム（ＡＩの活用など）を導入し、適正発注の実施・衛生管理上支障のない範囲で、賞味期限、消費期限に達するまで小売を継続 | １ |[ ]
| **ばら売り、少量パック製造・販売**・ばら売り、少量パック、量り売りなど、お客様が望む分量の実施 | １ |[ ]
| **フードシェアリングサービス（ECサイト）の利用**・余剰品、期限が迫っている商品の掲載・販売 | １ |[ ]
| **その他取組** | 1 |[ ]
| 具体例： |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２.検証項目 | 評価点 | 申請欄 |
| **食品廃棄物の発生量の把握・計量** | ２ |[ ]
| **組織として目標を立て、継続的に食品ロス削減に取り組む体制が整う** | ２ |[ ]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３．社会貢献 | 評価点 | 申請欄 |
| **フードバンク活動やこども食堂への支援**・余剰食品をフードバンクやこども食堂へ提供 | ３ |[ ]
| **食品ロス削減に関する広報活動**・地域住民や学生への環境教育・社員への環境教育 | ３ |[ ]
| **食品リサイクルの推進**・生ごみを堆肥化し、堆肥を地元生産者への提供・生ごみを地元の養鶏・養豚場へ提供 | ３ |[ ]
| **ＳＤＧｓのゴールを意識し、組織として目標設定と実践** | ３ |[ ]
| 具体例： |  |  |
| **評価点合計** | 　　　　　点 |

※認定基準は３０点満点中１５点以上